旧長沼高等学校産業廃棄物処理(収集運搬及び処分)業務委託仕様書【収集運搬用】

## 1 業務名

旧長沼高等学校産業廃棄物処理(収集運搬及び処分)業務委託

## 2 収集場所

旧福島県立長沼高等学校地内 須賀川市長沼字子ッコ橋58番地

# 3 委託期間

令和5年1月31日限り

# 4 業務目的

福島県立長沼高等学校と福島県立須賀川高等学校は統合に伴い、令和4年度以降の教育活動については、福島県立須賀川創英館高等学校(旧須賀川高等学校)で行っている。旧長沼高等学校については、令和4年3月下旬まで教育活動を行っていたことから、机・ロッカー等の一部廃棄物品は、現在、本校舎1階部分及び体育館内に集積している状況にある。

旧長沼高等学校跡地の方向性は現段階では決定していないが、決定後、速やかに関係者に、校舎等を引き渡せるよう、方向性が決定する前に本校舎1階及び体育館内に集積されている産業廃棄物の収集運搬を行う。

## 5 資格要件

下記6の(3)の産業廃棄物を収集運搬するに当たり、必要な許可を受けていること。

#### 6 業務内容

- (1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、関係諸法令、条例、規則及び関係通知等に基づき適正に収集運搬しなければならない。
- (2) 受注者が、前項の業務の過程において法令等に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、 発注者に負担させない。
- (3) 委託する産業廃棄物の種類、数量及び金額等は以下のとおり。

廃棄物の種類	予定概	単位	単価 (税抜)	金額 (税抜)	備考
先来初 <sup>9</sup> 7厘規		平位	平皿(7元1次)	並領(7元1次)	1/H 1/5
	算数量				
金属	6	台			4 t 車
木くず	4	台			JJ
木くず及び金属混合物	3	台			JJ
廃プラスチック類	1	台			"
混合物	2	台			IJ
小計 (税抜)					

消費税	10	%	_	
収集				

## (主な産業廃棄物)

机、椅子、ロッカー、棚、楽器(ピアノ等)、コピー機、ソファー、ベッド、木材、ストーブ、プラスチック製物品 等

※数量は概算数量であるので、概算数量に大幅な変動が生じた場合は変更契約の協議を実施する。

## (4) 留意事項

ア 水道は使用できないこと。

イ 正面玄関付近は路線バスの往来があることから、バスロータリー付近には運搬 車両は駐車しないこと。

ウ 本業務を遂行するに当たり、発注者は受注者へ校舎の鍵を預けることになるため、滅失、盗難、その他の事故がないよう適正に管理すること。

エ 受注者は作業時に施設の破損等の事故発生がないよう細心の注意を払うこと。

#### 7 現場責任者の選任及び役割

#### (1) 現場責任者の選任

受注者は、業務を適正に履行するため、業務従事者の中から現場責任者を選任し、業務開始前に現場責任者届(任意様式)を提出すること。

#### (2) 現場責任者の役割

ア 現場責任者は、作業員に業務目的、作業内容及び発注者の指示事項等を伝え、そ の周知徹底を図ること。

イ 現場責任者は、作業員の勤務状況を把握し、業務の向上に努めること。

ウ 現場責任者は、発注者より本業務の実施状況について確認の求めがあった場合に は、これに立ち会うこと。

## 8 業務終了報告

受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

## 9 その他

本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議し、取り決めることとする。